

2 前項の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、設備保有者は、開示対象となる情報の性質に応じて、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から、情報開示を行う事業者に対し、必要な措置を講じるものとする。

3 第一項の情報開示に係る費用は、コストに基づき適正な額とするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む）、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

（手続の簡素化及び効率化に関する事項）

第十三条の二 管路・とう道に関する情報開示を適切に実施する観点から、設備保有者は、申込窓口の設置や手続をウェブページ等を利用する方法で行うなど、手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。また、必要に応じ他の設備保有者と連携することとし、前条第一項第三号に規定する申請手続に必要な書類の標準的な様式の策定に当たって共通の申請項目を設定するよう努めるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第百十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、令和六年度分の補助金等から適用する。

令和七年三月三十一日
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改

正

後

改

正

前

委任した補助金等の予算科目	委任した機関	委任した事務の内容
「二〇十八 略」	「略」	「略」
十九 社会保障・税番号制度		
システム整備費補助金		

委任した補助金等の予算科目	委任した機関	委任した事務の内容
「二〇十八 同上」	「同上」	「同上」
「新設」		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第百十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

改

正

後

改

正

前

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三五
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・三一
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二六
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一七

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
「同上」	「一・三二」
「同上」	「一・二七」
「同上」	「一・二二」
「同上」	「一・一八」
「同上」	「一・一四」

平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一四	〔同上〕	一・一一
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一二	〔同上〕	一・〇九
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一〇	〔同上〕	一・〇七
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇六	〔同上〕	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇二	〔同上〕	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇一	〔同上〕	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一	〔同上〕	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇三	〔同上〕	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇二
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一

改 正 後		改 正 前	
期 間 の 区 分	率	期 間 の 区 分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・五三	[同上]	一・四九
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・四五	[同上]	一・四一
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・四一	[同上]	一・三七
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三九	[同上]	一・三五
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三五	[同上]	一・三一
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・三一	[同上]	一・二七
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二六	[同上]	一・二二
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一	[同上]	一・一八
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一七	[同上]	一・一四
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一四	[同上]	一・一一
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一二	[同上]	一・〇九
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一〇	[同上]	一・〇七
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇八	[同上]	一・〇五
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇六	[同上]	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇四	[同上]	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇二	[同上]	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一	[同上]	〇・九九

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十八号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣 村上誠一郎

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇四	[同上]	一・〇一
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇四	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇一
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三		

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 表中の「」の記載は注記である。	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇三	「同上」	一・〇一
	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇二
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五	「同上」	一・〇二
	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇二
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇一
	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇一
	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇一
	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇四	「同上」	一・〇一
	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇四	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇一

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十一条及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条十一条及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額	年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円	同上	五、二六三円	一三、四四二円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円	同上	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円	同上	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円	同上	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円	同上	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円	同上	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円	同上	七、四三三円	二三、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円	同上	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円	同上	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円	同上	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円	同上	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、二〇〇円	一三、九七五円	同上	四、〇六〇円	一三、四四二円

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百二十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
年度 の 区 分	率	年度 の 区 分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二六	同上	一・二二
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二一	同上	一・一八
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一七	同上	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一四	同上	一・一一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一二	同上	一・〇九
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一〇	同上	一・〇七
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇八	同上	一・〇五
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇六	同上	一・〇三
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇四	同上	一・〇一
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇二	同上	一・〇〇
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一	同上	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇一	同上	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇三	同上	一・〇一
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇四	同上	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇五	同上	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇五	同上	一・〇二

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一四
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一二
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇四
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇四
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇四
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇四
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇三

[illegible]

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇六	〔同上〕	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇二	〔同上〕	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇一	〔同上〕	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇一	〔同上〕	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇三	〔同上〕	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇二
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇二
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇四	〔同上〕	一・〇一

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇四
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇四
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇四
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。
- 総務省告示第百二十一号
- 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第二項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。
- 令和七年三月三十一日
- 総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
介護を要する状態の区分		介護を受けた日の区分		介護を要する状態の区分		介護を受けた日の区分	
常時介護を要する状態	〔一 略〕	金 額	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	金 額	〔同上〕
随時介護を要する状態	〔一 略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。					
附 則					
1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。					
2 この告示による改正後の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償については、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。					
○総務省告示第百二十二号					
地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。					
令和七年三月三十一日					
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。					
総務大臣 村上誠一郎					
<table><tr><td colspan="2">二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額）</td></tr><tr><td colspan="2">月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</td></tr></table>		二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額）		月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	
二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額）					
月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）					
<table><tr><td colspan="2">二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六千七百円以下であるときに限る。）</td></tr><tr><td colspan="2">月額四万六千六百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</td></tr></table>		二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六千七百円以下であるときに限る。）		月額四万六千六百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）	
二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六千七百円以下であるときに限る。）					
月額四万六千六百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）					

改 正 後													
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分													
額													
〔略〕													
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで													
四千六十円													
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで													
四千二百円													
備考 表中の「」の記載は注記である。													
附 則													
この告示は、令和七年四月一日から施行する。													
○総務省告示第百二十三号													
地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条第一項第二号及び第二項並びに第三条の規定に基づき、昭和四十二年自治省告示第百五十号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を次のように改正する。													
令和七年三月三十一日													
総務大臣 村上誠一郎													
<table><tr><td colspan="2">改 正 前</td></tr><tr><td colspan="2">補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分</td></tr><tr><td colspan="2">額</td></tr><tr><td colspan="2">〔同上〕</td></tr><tr><td colspan="2">令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで</td></tr><tr><td colspan="2">四千六十円</td></tr></table>		改 正 前		補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分		額		〔同上〕		令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで		四千六十円	
改 正 前													
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分													
額													
〔同上〕													
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで													
四千六十円													

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎